

平成30年度第7回

野田市情報公開・個人情報保護審査会会議次第

日時 平成30年12月25日(火)

午前9時30分から

場所 市役所 低層棟4階 職員控室

1 個人情報取扱事務について(公開)

審議依頼事項

- ・ 国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務に係る個人情報の本人以外からの収集について(国保年金課)
 - ・ 介護予防ケアマネジメント事務、総合相談事務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援事務に係る個人情報の目的外利用について(介護保険課)
- ※ 審議依頼事項2件は、一括して審議する。

報告事項

- ・ 固定資産税・都市計画税賦課事務の変更(課税課)
 - ・ 公共用地取得、物件調査補償に関する事務の変更(用地課)
 - ・ 公共下水道事業に関する調査事務の変更(下水道課)
 - ・ 下水道事業受益者負担金賦課徴収及び滞納整理事務の変更(下水道課)
 - ・ 用地測量事務の変更(道路建設課)
 - ・ 権利者説明の事務の変更(道路建設課)
 - ・ 境界確定に関する事務の変更(管理課)
 - ・ 苦情・要望に関する事務の変更(管理課)
 - ・ 用地の取得、売却及び管理に関する事務の変更(野田市土地開発公社)
- ※ 報告事項9件は、一括して報告する。

2 野田市情報公開条例及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の概要について(公開)

- ・ 「開示請求の却下決定」に係る運用の見直しについて
- ・ 野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の第16条の概要及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の第31条の概要について

個人情報保護審議依頼書

野市国第800号
平成30年12月18日

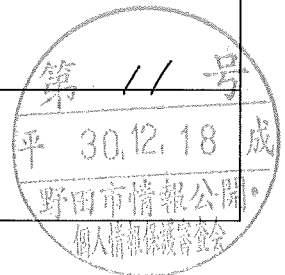
野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第7条第4項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務
担当課等の名称	市民生活部 国保年金課
開始・変更年月日	平成31年 1月 1日
審議依頼事項	条例第7条第3項関係 公益上特に必要があると認め、個人情報を本人以外のものから収集すること。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	



平成30年度第5号

個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集について

1 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや年4回発行する国保だよりなどの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれていないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であり、国は、市町村の国保財政基盤を強化するための様々な取り組みに対して、指標に基づき点数化し、それに応じた交付金を交付する「保険者努力支援制度」において、第三者行為による傷病発見の手掛かりとなる情報の提供を受ける体制の構築について、評価項目の一つとしている。昨年度、消防本部から情報の提供を受ける体制を構築したが、平成30年度実施分の評価基準では、2つ以上の機関との体制構築を求められている。

以上のことから、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活発化させ、もって国保財政の基盤を強化するため、更なる第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築するため、保健福祉部介護保険課（地域包括支援センター）の行う相談に関する三つの事務において

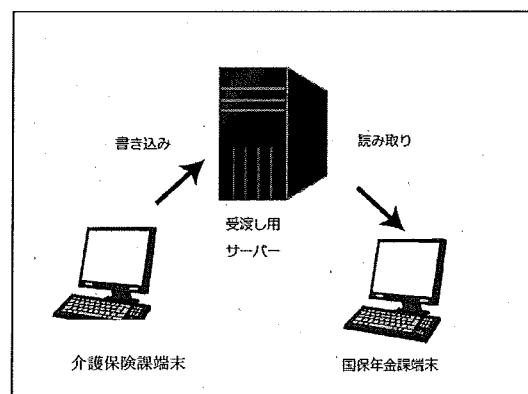
収集・記録している健康情報（救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報に限る。）のうち、第三者行為が関係する救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報の対象者の氏名、住所、性別、生年月日・年齢、受診の年月日、受診の原因と思われる事象、受診医療機関名を事務の目的以外の目的に利用し、及び当該個人情報を本人以外から収集しようとするもの。

2 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集について公益上特に必要がある と考える理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が負担すべき医療費等を、被保険者の保険料により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集の方法

保健福祉部介護保険課（地域包括支援センター）から市民生活部国保年金課に対して、「第三者行為が関係する救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報の対象者の氏名、住所、性別及び生年月日・年齢、受診の原因と思われる事象、受診医療機関名」の情報を月に1度、まとめて受け渡す。受渡しの方法については、介護保険課（地域包括支援センター）からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡すことにより安全に行う。



4 国保年金課における情報の利用方法

国保年金課においては、本件により本人以外から収集した情報を氏名等により国民健康保険被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報のみを抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5 目的外利用及び本人以外からの収集について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

第2号様式（第3条第4項）

平成30年12月18日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務
届出部課等の名称	市民生活部国保年金課
変更年月日	平成31年 1月 1日
変更の理由	介護保険課が収集・記録する健康情報を利用し、 本人以外から収集することとするため。
変更内容	収集先に「実施機関内部（介護保険課）」を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	市民生活部国保年金課		
関係課等の名称					
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S36.4.1	最終変更年月日	H31.1.1
事務の名称	国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務				
事務の目的	被保険者の状況に応じて、保険給付を行うために必要な証を発行する。また保険資格に基づき、療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費（海外療養費含む）、訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産一時金、葬祭費の支給に必要な事務を行う。				
事務の概要	被保険者が保険の給付を受けるために必要な被保険者証（納付状況によっては資格証明書）を交付。限度額適用認定証や特定疾病療養受療証等は、被保険者の申請により、要件に該当する場合は証を交付。被保険者が、保険医療に係る治療等を受けた場合、保険者は現物給付又は申請による現金給付にて、法律の定めるところによる自己負担額以外の負担を行い、被保険者が医療を受けることが出来るように事務を行う。療養費（海外療養費含む）、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費及び葬祭費については、被保険者により申請を受理して給付を行う。その他の物は、基本的に現物にて給付を行う。また、被保険者の状況に応じて、保険給付が適正に行われているかの確認を行い、そのほか、定期的に医療費通知やジェネリック医薬品差額通知など被保険者に送付し、適正な医療給付を行う。				
対象者	野田市が行う国民健康保険の被保険者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：国民健康保険法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 救急搬送に関する情報 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（介護保険課） <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関（警防課） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（） <input type="checkbox"/> 民間・私人（） <input checked="" type="checkbox"/> その他（千葉県国民健康保険団体連合会）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：国民健康保険法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input checked="" type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認：平成30年3月27日及び本件承認日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：市税等の滞納整理事務 主な利用項目（高額療養費、療養費等の還付金額） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（） <input type="checkbox"/> その他（））			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

個人情報保護審議依頼書

野保介第406号
平成30年12月18日

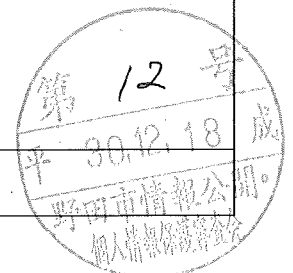
野田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 須賀昭徳様

野田市長 鈴木 有



野田市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、あらかじめ、審査会の意見を聴きたく、審議を依頼します。

事務の名称	1 介護予防ケアマネジメント事務 2 総合相談事務 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事務
担当課等の名称	保健福祉部 介護保険課
開始・変更年月日	平成31年1月1日
審議依頼事項	条例第9条第1項関係 実施機関が公益上特に必要があると認め、個人情報を目的外に利用すること。 概要及び個人情報保護に関する状況は、別紙のとおりです。
備考	



平成30年度第4号

個人情報目的外利用及び本人以外からの収集について

1 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集の目的

国民健康保険法第64条の規定により、保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

また、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定により、給付事由が第三者行為によって生じたものであるときは、世帯主は、第三者行為による被害の状況等を保険者へ届け出なければならないとされている。

市民生活部国保年金課は、主としてこの世帯主からの届出を受けることにより第三者行為による給付を把握し、第三者に対して求償している。

また、市のホームページや年4回発行する国保だよりなどの広報手段を用いて、この届出制度の周知に努めるほか、診療報酬明細書（レセプト）の点検の際に、複数の打撲など交通事故の可能性のあるレセプトを抽出し、随時世帯主等への負傷原因の質問を実施するなど、第三者行為による給付を防ぐ努力をしているが、依然として第三者行為による給付の事実を把握しきれていないのが現状である。

こうした状況は全国的にも同様であり、国は、市町村の国保財政基盤を強化するための様々な取り組みに対して、指標に基づき点数化し、それに応じた交付金を交付する「保険者努力支援制度」において、第三者行為による傷病発見の手掛かりとなる情報の提供を受ける体制の構築について、評価項目の一つとしている。昨年度、消防本部から情報の提供を受ける体制を構築したが、平成30年度実施分の評価基準では、2つ以上の機関との体制構築を求められている。

以上のことから、保険者努力支援制度を十分に活用し、第三者に対する求償事務を活発化させ、もって国保財政の基盤を強化するため、更なる第三者行為による傷病発見の手がかりとなる情報の提供を受ける体制を構築するため、保健福祉部介護保険課（地域包括支援センター）の行う相談に関する三つの事務において

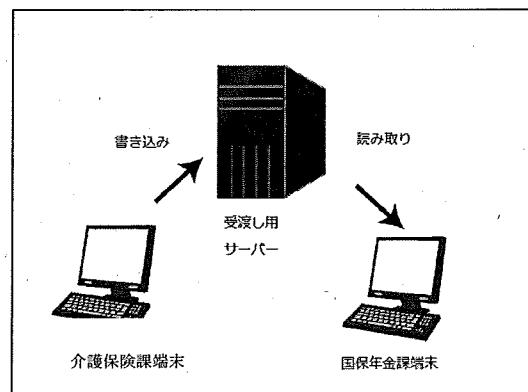
収集・記録している健康情報（救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報に限る。）のうち、第三者行為が関係する救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報の対象者の氏名、住所、性別、生年月日・年齢、受診の年月日、受診の原因と思われる事象、受診医療機関名を事務の目的以外の目的に利用し、及び当該個人情報を本人以外から収集しようとするもの。

2 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集について公益上特に必要がある と考える理由

第三者行為による給付を第三者に求償することなく放置すると、本来第三者が負担すべき医療費等を、被保険者の保険料により負担することとなり、適切な国民健康保険の運営に支障を及ぼすため。

3 個人情報の目的外利用及び本人以外からの収集の方法

保健福祉部介護保険課（地域包括支援センター）から市民生活部国保年金課に対して、「第三者行為が関係する救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報の対象者の氏名、住所、性別及び生年月日・年齢、受診の原因と思われる事象、受診医療機関名」の情報を月に1度、まとめて受け渡す。受渡しの方法については、介護保険課（地域包括支援センター）からは書き込み専用、国保年金課からは読み取り専用の領域にデータを置き、受け渡すことにより安全に行う。



4 国保年金課における情報の利用方法

国保年金課においては、本件により本人以外から収集した情報を氏名等により国民健康保険被保険者台帳と突合し、被保険者である者の情報のみを抽出し、医療機関や被保険者に対する質問及び届出の案内の実施に利用する。被保険者でない者の情報については、一切利用せず、抽出後すぐに廃棄する。

5 目的外利用及び本人以外からの収集について本人の同意を得ない理由

第三者行為による給付を受けた被保険者本人には、上記1のとおり届出義務があることについて周知しているため。

また、上記1のとおり届出義務があるものであり、本人の同意の有無とは関係なく、個人情報を利用することが公益上特に必要であると認めるため。

平成30年12月18日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	1 介護予防ケアマネジメント事務 2 総合相談事務 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事務
届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課
変更年月日	平成31年1月1日
変更の理由	健康情報（救急搬送（市外のものに限る。））、医療機関の受診に関する情報に限る。）のうち、第三者行為が関係する救急搬送（市外のものに限る。））、医療機関の受診に関する情報の対象者の氏名、住所、性別、生年月日・年齢、受診の年月日、受診の原因と思われる事象、受診医療機関名を事務の目的以外の目的に利用しようとするため。
変更内容	各事務の「経常的な目的外利用・提供先」の欄に『■目的外利用有⇒利用する事務の名称：国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務 主な提供項目（健康情報（救急搬送（市外のものに限る。））、医療機関の受診に関する情報に限る。）） ■5号（公益上特に必要）』を加える。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
関係課等の名称					
届出年月日	H18.3.17	開始年月日	H18.4.1	最終変更年月日	H31.1.1
事務の名称	介護予防ケアマネジメント事務				
事務の目的	<p>介護保険法に基づき、要支援者及び基本チェックリストで事業対象の基準に該当した者（以下、「事業対象者」という）に対して、自立を目標とした適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うもの。</p> <p>対象者の心身の状況、おかれている環境その他状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、支援計画を作成して介護予防及び日常生活支援をする。対象者自身及び家族が自ら行うことの他、本人が活用できるよう支援計画上位位置づけるサービスとして、訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自事業、市場において民間企業により提供される生活支援サービスや住民による互助などがある。</p>				
事務の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括支援センターと利用者が介護予防支援及び第1号介護予防支援事業に関する契約を締結 2 利用者及び家族との面談によりアセスメント（課題分析）を実施 3 ケアプラン原案作成 4 サービス担当者会議を実施 5 利用者への説明・同意の上、ケアプラン確定・交付 6 各サービス事業所によるサービスの利用開始、介護サービス等の給付管理を行う。 7 サービス利用開始後の状況、問題、意欲の変化など継続的にモニタリングを行う。 8 ケアプランの実施期間終了時に、ケアプランにおける目標が達成されたか評価し、今後の方針を決定する。 <p>なお、本業務については、指定居宅介護支援事業者に委託を行うことができる。</p> <p>給付管理では、地域包括支援センターが給付管理票及びサービス計画作成費請求書を国民健康保険団体連合会に提供する。国民健康保険団体連合会は、介護サービス等を提供している介護事業所等からの給付管理票と突合し、審査後、サービス計画作成費を地域包括支援センターに支払い、サービス利用費をサービス提供介護事業所などに支払う。</p>				
対象者	介護保険被保険者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：介護保険法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 申出書にある介護支援専門員個人情報			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（介護保険課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（警察） <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人（家族、病院、介護事業者） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input checked="" type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input checked="" type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
関係課等の名称					
届出年月日	H18.3.17	開始年月日	H18.4.1	最終変更年月日	H31.1.1
事務の名称	総合相談事務				
事務の目的	総合相談は、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの他の業務に継続していくもの。				
事務の概要	高齢者本人やその家族及び地域住民の方などから、高齢者の生活全般に関する相談を受ける。相談において、相談者から高齢者本人を支援するために必要な個人情報の収集を行い、関係機関と連携をとるなどしながら高齢者本人に適した支援を行う。				
対象者	介護保険被保険者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：介護保険法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(介護保険課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(警察) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(家族、親族、病院、介護事業者、近隣住民) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input checked="" type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input checked="" type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称：権利擁護事務 主な利用項目(健康状態) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input checked="" type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			

<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____ 主な利用項目（_____）</p> <p>■ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：権利擁護事務 主な提供項目（健康状態） 〔 <input type="checkbox"/> 他の実施機関（_____） ■ 他のお公庁（警察） <input type="checkbox"/> その他（_____） 〕</p> <hr/> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 ■ 1号(法令等) ⇒法令等の名称：高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律) ■ 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) ■ 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務。 主な利用項目（健康情報（救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報に限る。））</p> <p><input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____ 主な提供項目（_____） 〔 <input type="checkbox"/> 他の実施機関（_____） <input type="checkbox"/> 他のお公庁（_____） <input type="checkbox"/> その他（_____） 〕</p> <hr/> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：(_____) <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) ■ 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>
<p>電子計算機結合</p>	<p>■ 有【第12条第1項】 ■ 1号(法令等)⇒法令等の名称：介護保険法 <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 _____年 月 日</p>
<p>個人情報の 保存期間</p>	<p>1年 3年 5年 10年 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 常用 (支援終了後5年) その他 ()</p>

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	保健福祉部 介護保険課		
関係課等の名称					
届出年月日	H18.3.17	開始年月日	H18.4.1	最終変更年月日	H31.1.1
事務の名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事務				
事務の目的	多様な生活課題を抱えている高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用でき、地域で安心してその人らしい生活を継続するため				
事務の概要	ケアマネジメントを行う上での活用できる資源を整えていくことや、多職種による連携のネットワーク・地域づくりを行うものを整え、地域全体での連携体制を作るとともに、介護支援専門員が個々の利用者に援助を展開している際に必要に応じてサポートをする。				
対象者	介護保険被保険者、介護支援専門員				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input checked="" type="checkbox"/> 健康情報 <input checked="" type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>介護保険法</u> <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・職業等 <input checked="" type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(介護保険課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関(<input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(警察)) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(家族、病院、介護事業者) <input type="checkbox"/> その他()				
	本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input checked="" type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input checked="" type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： <u>権利擁護事務</u> 主な利用項目(健康状態) <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他()				
	目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input checked="" type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				

<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p><input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： _____</p> <p> <u> </u> 主な利用項目（ _____ ）</p> <p>■ 目的外提供有⇒利用する事務の名称：権利擁護事務 _____</p> <p> <u> </u> 主な提供項目（健康状態）</p> <p> （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ _____ ） ■ 他の官公庁（警察） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ）</p> <hr/> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p><input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ■ 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) ■ 4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p><input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： _____ 年 月 日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■ 目的外利用有⇒利用する事務の名称：国民健康保険被保険者資格に基づく保険給付事務 _____</p> <p> <u> </u> 主な利用項目（健康情報（救急搬送（市外のものに限る。）、医療機関の受診に関する情報に限る。））</p> <p><input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： _____</p> <p> <u> </u> 主な提供項目（ _____ ）</p> <p> （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ _____ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ _____ ） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ）</p> <hr/> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p><input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称：(_____) <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>■ 5号(公益上特に必要) ⇒審査会承認： _____ 年 月 日</p>
<p>電子計算機結合</p>	<p>■ 有【第12条第1項】</p> <p>■ 1号(法令等) ⇒法令等の名称：介護保険法</p> <p><input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有) ⇒審査会承認 _____ 年 月 日</p>
<p>個人情報の 保存期間</p>	<p>1年 3年 5年 10年 永年 <input checked="" type="checkbox"/> 常用 (終了後5年) その他(_____)</p>

平成30年12月3日

（届出先）野田市長様

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課事務
届出部課等の名称	企画財政部課税課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）を利用し、又は提供の求めに応じて提供することができるようになったため、経常的に目的外利用又は提供するものについて、登録簿に記載するもの。
変更内容	<p>収集項目の「家族情報」を「相続人、現所有者に関する情報」に変更する。</p> <p>次の各事務を「利用する事務の名称」とする「経常的な目的外利用・提供先」の欄の「主な提供項目」に「土地所有者等関連情報」を加え、「目的外利用・提供の理由」として「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用地の取得、売却及び管理に関する事務 2 公共用地取得、物件調査補償に関する事務 3 用地測量事務

	<p>4 権利者説明の事務</p> <p>5 苦情・要望に関する事務</p> <p>6 公共下水道事業に関する調査事務</p> <p>7 下水道事業受益者負担金賦課徴収及び滞納整理事務</p> <p>8 境界確定に関する事務</p> <p>また、「経常的な目的外利用・提供先」の欄に、</p> <p>『■目的外提供有⇒利用する事務の名称：千葉県用地の取得及び管理等に関する事務</p> <p>主な提供項目（土地所有者等関連情報）</p> <p>■1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法』</p> <p>を加える。</p>
備	考

平成 30 年 3 月 9 日
土地・建設産業局企画課

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を閣議決定 ～「所有者が分からない土地」を、「地域に役立つ土地」に～

所有者不明土地の増加に伴い、公共事業の推進等の様々な場面において円滑な事業実施に支障が生じていることを踏まえ、所有者不明土地の利用の円滑化を図るための「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が、本日、閣議決定されました。

I. 背景

我が国では、人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、所有者不明土地（※）が全国的に増加しており、今後も、相続機会の増加に伴って増加の一途をたどることが見込まれています。

所有者不明土地は、所有者の特定等に多大なコストを要するため、公共事業の推進等の場面でその用地確保の妨げとなり、事業全体の遅れの一因となっています。

※ 不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

II. 法律案の概要

（1）所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

○ 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権の取得）

国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定

○ 地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、都道府県知事が公益性を確認し、一定期間の公告に付した上で、利用権（上限 10 年間）を設定（所有者が現れ明渡しを求めた場合は、期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能）

（2）所有者の探索を合理化する仕組み

○ 土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設

○ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

（3）所有者不明土地を適切に管理する仕組み

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に對し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

【問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局企画課 益本・田邊・田中

TEL : 03-5253-8111 (内線 : 30-624、30-655)、03-5253-8292 (直通)

FAX : 03-5253-1579

●所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案

背景・必要性

○ 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、**所有者不明土地(※)が全国的に増加している。**

(※)不動産登記簿等の公簿情報等により調査してもなお所有者が判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地

○ 今後、相続機会が増加する中で、**所有者不明土地も増加の一途をたどることが見込まれる。**

○ **公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっている。**

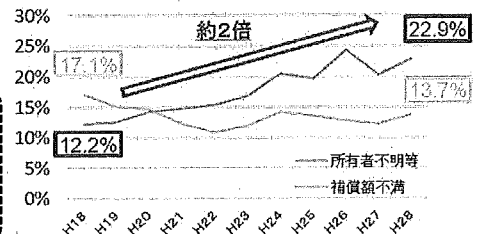
経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)(抜粋)

・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、…公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、…等について、…必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。

平成28年度地籍調査における所有者不明土地

- ・不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合：約 **20%** (所有者不明土地の外縁)
- ・探索の結果、最終的に所有者の所在が不明な土地(最狭義：**0.41%**の所有者不明土地)

直轄事業の用地取得業務において
あい路案件となっている要因



法案の概要

1. 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物(簡易な構造で小規模なものを除く。)がなく現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

① 公共事業における収用手続の合理化・円滑化 (所有権の取得)

- 国、都道府県知事が事業認定(※)した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定 (※)マニュアル作成等により、認定を円滑化 (審理手続を省略、権利取得裁決・明渡裁決を一本化)

② 地域福利増進事業の創設 (利用権の設定)

- 都道府県知事が公益性等を確認、一定期間の公告
- 市区町村長の意見を聴いた上で、都道府県知事が利用権(上限10年間)を設定 (所有者が現れ明渡しを求めた場合は期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能)

地域福利増進事業のイメージ



2. 所有者の探索を合理化する仕組み

所有者の探索において、原則として登記簿、住民票、戸籍など客観性の高い公的書類を調査することとするなど(※)合理化を実施。

(※)照会の範囲は親族等に限定

① 土地等権利者関連情報の利用及び提供

- 土地の所有者の探索のために必要な公的情報(固定資産課税台帳、地籍調査票等)について、行政機関が利用できる制度を創設

② 長期相続登記等未了土地に係る不動産登記法の特例

- 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

3. 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

財産管理制度に係る民法の特例

- 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設 (※民法は、利害関係人又は検察官にのみ財産管理人の選任請求を認めている)

【目標・効果】

- 所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで)：約1/3短縮(約31→21ヵ月)
- 地域福利増進事業における利用権の設定数：施行後10年間で累計100件

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）

第四章 土地の所有者の効果的な探索のための特別の措置

第一節 土地所有者等関連情報の利用及び提供

- 第三十九条 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業（※1）、収用適格事業（※2）又は都市計画事業（以下「地域福利増進事業等」という。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等（土地又は当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者をいう。以下同じ。）を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、その保有する土地所有者等関連情報（土地所有者等と思料される者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他国土交通省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 都道府県知事及び市町村長は、地域福利増進事業等を実施しようとする者からその準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めがあったときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該地域福利増進事業等を実施しようとする者に対し、土地所有者等関連情報を提供するものとする。
 - 3 前項の場合において、都道府県知事及び市町村長は、国及び地方公共団体以外の者に対し土地所有者等関連情報を提供しようとするときは、あらかじめ、当該土地所有者等関連情報を提供することについて本人（当該土地所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。ただし、当該都道府県又は市町村の条例に特別の定めがあるときは、この限りでない。
 - 4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。
 - 5 国の行政機関の長等は、地域福利増進事業等の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるときは、当該土地所有者等の探索に必要な限度で、当該土地に工作物を設置している者その他の者に対し、土地所有者等関連情報の提供を求めることができる。

※1 地域福利増進事業・・・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第2条第3項

次に掲げる事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものをいう。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路、駐車場法（昭和三十二年法律第六号）による路外駐車場その他一般交通の用に供する施設の整備に関する事業
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校又はこれに準ずるその他の教育のための施設の整備に関する事業
- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館に類似する施設を含む。）又は図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書

館と同種の施設を含む。)の整備に関する事業

- 四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)による社会福祉事業の用に供する施設の整備に関する事業
- 五 病院、療養所、診療所又は助産所の整備に関する事業
- 六 公園、緑地、広場又は運動場の整備に関する事業
- 七 住宅(被災者の居住の用に供するものに限る。)の整備に関する事業であつて、災害(発生した日から起算して三年を経過していないものに限る。次号イにおいて同じ。)に際し災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)が適用された同法第二条に規定する市町村の区域内において行われるもの
- 八 購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業であつて、次に掲げる区域内において行われるもの
- イ 災害に際し災害救助法が適用された同法第二条に規定する市町村の区域
- ロ その周辺の地域において当該施設と同種の施設が著しく不足している区域
- 九 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定めるものの整備に関する事業
- 十 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、材料置場その他の施設の整備に関する事業

※2 収用適格事業・・・土地収用法第3条各号に掲げるものに関する事業

(土地を収用し、又は使用することができる事業)

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

- 一 道路法(昭和二十七年法律第一百八十号)による道路、道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十三号)による一般自動車道若しくは専用自動車道(同法による一般旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)による一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。)又は駐車場法(昭和三十二年法律第六号)による路外駐車場
- 二 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)が適用され、若しくは準用される河川その他公共の利害に係る河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する堤防、護岸、ダム、水路、貯水池その他の施設
- 三 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備又は同法が準用される砂防のための施設
- 三の二 国又は都道府県が設置する地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設又はばた山崩壊防止施設
- 三の三 国又は都道府県が設置する急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律

第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設

四 運河法(大正二年法律第十六号)による運河の用に供する施設

五 国、地方公共団体、土地改良区(土地改良区連合を含む。以下同じ。)又は独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が設置する農業用道路、用水路、排水路、海岸堤防、かんがい用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他これに準ずる施設

六 国、都道府県又は土地改良区が土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴い設置する用排水機若しくは地下水源の利用に関する設備

七 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

七の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設

八 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

八の二 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五号)による石油パイプライン事業の用に供する施設

九 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)又は貨物自動車運送事業法による一般貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送をするものに限る。)の用に供する施設

九の二 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三百三十六号)第三条の許可を受けて経営する自動車ターミナル事業の用に供する施設

十 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港湾施設又は漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号)による漁港施設

十の二 海岸法(昭和三十一年法律第一百一号)による海岸保全施設

十の三 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)による津波防護施設

十一 航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識又は水路業務法(昭和二十五年法律第二百二号)による水路測量標

十二 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

十三 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設

十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

十四 国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置

十五 国又は地方公共団体が設置する電気通信設備

十五の二 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設（同法の規定により土地等を使用することができるものを除く。）

十六 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が基幹放送の用に供する放送設備

十七 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業の用に供する電気工作物

十七の二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物

十八 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設

十九 市町村が消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）によつて設置する消防の用に供する施設

二十 都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）による水防管理団体が水防の用に供する施設

二十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設

二十二 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館（同法第四十二条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館（同法第二十九条に規定する図書館同種施設を除く。）

二十三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校

二十四 国、地方公共団体、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは

地方公務員共済組合若しくは全国市町村職員共済組合連合会が設置する病院、療養所、診療所若しくは助産所、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）による保健所若しくは医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による公的医療機関又は検疫所

二十五 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）による火葬場

二十六 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）によると畜場又は化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）による化製場若しくは死亡獣畜取扱場

二十七 地方公共団体又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが設置する同法による一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他の廃棄物の処理施設（廃棄物の処分（再生を含む。）に係るものに限る。）及び地方公共団体が設置する公衆便所

二十七の二 国が設置する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）による汚染廃棄物等の処理施設

二十八 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）による中央卸売市場及び地方卸売市場

二十九 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）による公園事業

二十九の二 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）による原生自然環境保全地域に関する保全事業及び自然環境保全地域に関する保全事業

三十 国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域について同法第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域内において、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸し、又は譲渡する目的で行う五十戸以上の一団地の住宅経営

三十一 国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設

三十二 国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設

三十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）

による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設

三十四の二 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第十八条第一号から第四号までに掲げる業務の用に供する施設

三十四の三 国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター又は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第十三条第一項第一号、第十四条第一号、第十五条第一号若しくは第三号、第十六条第一号若しくは第三号、第十七条第一号又は第十八条第一号若しくは第二号に掲げる業務の用に供する施設

三十五 前各号のいずれかに掲げるものに関する事業のために欠くことができない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井、土石の捨場、材料の置場、職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設

<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>公共用地取得、物件調査補償に関する事務</u> <u>主な利用項目（住所、氏名、土地・家屋の税情報、登記に関する情報、 土地所有者等関連情報）</u></p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</u> （□他の実施機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□他の官公庁（　　　　　　　　　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</p>
	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> ■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　　年　月　日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>用地測量事務</u></p> <p><u>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報　　）</u></p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</u> （□他の実施機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□他の官公庁（　　　　　　　　　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</p>
	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> ■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　　年　月　日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>権利者説明の事務</u></p> <p><u>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報　　）</u></p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</u> （□他の実施機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□他の官公庁（　　　　　　　　　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</p>
	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> ■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　　年　月　日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>苦情・要望に関する事務</u></p> <p><u>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報　　）</u></p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称： <u>主な提供項目（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</u> （□他の実施機関（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□他の官公庁（　　　　　　　　　　　　　　　　　） □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）</p>
	<p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> ■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない) □5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：　　　年　月　日</p>

<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>公共下水道事業に関する調査事務</u></p> <p>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報）</p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____</p> <p>主な提供項目（_____）</p> <p>〔□他の実施機関（_____） □他の官公庁（_____）〕 〔□その他（_____）〕</p> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u></p> <p>■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>下水道事業受益者負担金賦課徴収及び滞納整理事務</u></p> <p>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報）</p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____</p> <p>主な提供項目（_____）</p> <p>〔□他の実施機関（_____） □他の官公庁（_____）〕 〔□その他（_____）〕</p> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u></p> <p>■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>■目的外利用有⇒利用する事務の名称：<u>境界確定に関する事務</u></p> <p>主な利用項目（登記に関する情報、土地所有者等関連情報）</p> <p>□目的外提供有⇒利用する事務の名称：_____</p> <p>主な提供項目（_____）</p> <p>〔□他の実施機関（_____） □他の官公庁（_____）〕 〔□その他（_____）〕</p> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u></p> <p>■2号(本人同意) ■3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>
<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>□目的外利用有⇒利用する事務の名称：_____</p> <p>主な利用項目（_____）</p> <p>■目的外提供有⇒利用する事務の名称：<u>千葉県用地の取得及び管理等に関する事務</u></p> <p>主な提供項目（土地所有者等関連情報）</p> <p>〔□他の実施機関（_____） ■他の官公庁（県_____）〕 〔□その他（_____）〕</p> <p>目的外利用・提供の理由【第9条第1項】</p> <p>■1号(法令等) ⇒法令等の名称：<u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u></p> <p>□2号(本人同意) □3号(公の情報) □4号(緊急かつやむを得ない)</p> <p>□5号(公益上特に必要)⇒審査会承認：_____年 月 日</p>

<p>経常的な目的外 利用・提供先</p>	<p>※実際の登録簿には、上記のほか、目的外利用・提供先として、今回の変更と関係のない35事務に係る記載がありますが、量が多いため、今回の資料では省略しています。</p>
<p>外部委託等</p>	<p>■外部委託 (■クラウドコンピューティング) □複数の外部委託有 □指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日</p>
<p>電子計算機結合</p>	<p>□有【第12条第1項】 □1号(法令等)⇒法令等の名称： □2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日</p>
<p>個人情報の 保存期間</p>	<p>1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/>永年 常用 <input checked="" type="checkbox"/>その他(20年)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> (家屋は、永年 土地は、20年 償却資産は、7年) </p>

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	公共用地取得、物件調査補償に関する事務
届出部課等の名称	土木部 用地課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称		市長	届出部課等の名称	土木部 用地課		
関係課等の名称		道路建設課、下水道課				
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H1.4.1	最終変更年月日	H30.12.3
事務の名称		公共用地取得、物件調査補償に関する事務				
事務の目的		各課からの依頼により、不動産鑑定、物件調査等を実施し、公共用地の取得を行うため。				
事務の概要		土地の価格は、不動産鑑定士に鑑定を依頼して評価額を算定し、土地に建物・工作物・立竹木等がある場合には、移転に必要な費用の算定を行うもの。				
対象者		土地・物件所有者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関 (市民課、課税課) <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 (法務局、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：戸籍法、住民基本台帳、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等) ⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託 (<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間		1年 3年 <input checked="" type="checkbox"/> 5年 10年 永年 常用 その他 ()				

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	公共下水道事業に関する調査事務
届出部課等の名称	土木部 下水道課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	土木部 下水道課		
関係課等の名称					
届出年月日	平成23年4月1日	開始年月日	昭和49年4月1日	最終変更年月日	平成30年12月3日
事務の名称	公共下水道事業に関する調査事務				
事務の目的	公共下水道工事（汚水・雨水）整備のため、整備予定区域に係る土地建物の所有者及び住民について調査する。				
事務の概要	公共下水道工事（汚水・雨水）整備に伴う、測量業務、設計業務、工事着工の周知と工事で起因する建築物、外構の被害調査（事前・事後調査）、また、移設するための物件補償調査を実施する。				
対象者	公共下水道整備予定区域に係る所有者及び権利者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報(価格等を除く) <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input checked="" type="checkbox"/> 登記に関する情報 <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、課税課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（法務局、他市区町村） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 住民基本台帳法、戸籍法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ）			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ））			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（ <input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング） <input checked="" type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他（ ）			

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	下水道事業受益者負担金賦課徴収及び滞納整理事務
届出部課等の名称	土木部 下水道課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input type="checkbox"/> 共通	<input checked="" type="checkbox"/> 個別	
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		土木部下水道課	
関係課等の名称						
届出年月日		平成13年4月1日	開始年月日	昭和61年12月25日	最終変更年月日	平成30年12月3日
事務の名称		下水道事業受益者負担金賦課徴収及び滞納整理事務				
事務の目的		下水道供用開始の際に、土地所有者及び権利者から下水道受益者負担金の申告書を提出してもらい審査の上決定通知書及び納付書を発行し5年以内に申し出た納付方法により納付していただく。また、滞納となっている受益者負担金の把握及び整理（催告・徴収）を行う。				
事務の概要		下水道事業受益者負担金の賦課事務のため、土地所有者及び権利者から申告書を提出してもらい、保管し、受益地、罹災、生活扶助の状況を申請書に記載してもらう。また、徴収事務に際し、滞納整理の判断材料とするため、受益者の状況を聴取し、記録する。次に、滞納となっている受益者負担金については、自主納付を促すための督促状や催告を行い、特別な事情により納付が困難な場合は、納付相談を実施し、分納納付等で完納に導く。				
対象者		受益地の所有者、権利者及び滞納者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input checked="" type="checkbox"/> 個人識別符号 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input checked="" type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報（価格等を除く） <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 登記に関する情報 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部（市民課、生活支援課、課税課） <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁（法務局、他市区町村） <input type="checkbox"/> 民間・私人（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> <u>住民基本台帳法、戸籍法、生活保護法</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目（ ） <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目（ ） （ <input type="checkbox"/> 他の実施機関（ ） <input type="checkbox"/> 他の官公庁（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）） 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等		<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託（クラウドコンピューティング） <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他（ ）				

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	用地測量事務
届出部課等の名称	土木部 道路建設課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input checked="" type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	土木部 道路建設課		
関係課等の名称	管理課、下水道課				
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	S25.5.3	最終変更年月日	H30.12.3
事務の名称	用地測量事務				
事務の目的	道路、橋りょう、交通安全施設等の事業における用地測量業務に伴い、地権者の確認及び立会等を行うため。				
事務の概要	事業に係る土地について、法務局で調査するなどして用地買収対象者の土地情報を確認した上で、境界立会を行い、境界確認測量を実施し、事業に必要な測量図等を作成する。				
対象者	用地買収対象者、隣接地権者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課、課税課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(法務局、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <u>住民基本台帳法、戸籍法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法</u> <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input checked="" type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間	1年 3年 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 永年 常用 その他()				

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	権利者説明の事務
届出部課等の名称	土木部 道路建設課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区 分		■共通 □個別	
実施機関の名称		市長		届出部課等の名称 土木部 道路建設課	
関係課等の名称		管理課、農政課			
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H5.4.1	最終変更年月日 H30.12.3
事務の名称		権利者説明の事務			
事務の目的		道路、橋りょう、交通安全施設等の事業において、関係権利者の意見・要望等を把握するとともに、円滑な事業の推進を図るため。			
事務の概要		事業の計画・設計段階や工事の際、関係権利者を調査の上、事業内容の説明等を行う。			
対象者		関係権利者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課、課税課)) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(法務局、他市区町村)) <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他())			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法、戸籍法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目()			
		<input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) <input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 永年 常用 その他()			

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	境界確定に関する事務
届出部課等の名称	土木部 管理課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	<input checked="" type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 個別
実施機関の名称	市長	届出部課等の名称	土木部 管理課		
関係課等の名称	農政課、道路建設課				
届出年月日	H13.4.1	開始年月日	H5.4.1	最終変更年月日	H30.12.3
事務の名称	境界確定に関する事務				
事務の目的	官民境界を明確にし、また、協議し適正な管理を行うため。				
事務の概要	<p>官民境界を確定したい者から申請書の提出を受け、申請地周辺の土地所有者及び市で立会を行い、土地所有者からの同意を得て官民境界を確定させる。確定した境界は、境界確定図として市で管理する。</p> <p>また、官民境界が確定している土地において、法務局に登記を申請したい者から申請書の提出を受け、市において書類確認及び現地確認の上、委託業者へ連絡し境界確定協議書を発行する。</p> <p>市が官民境界を定めなければ、構造物設置等の対策が出来ない場合に、土地権利者等を調べ、境界立会を実施し境界を確定させ、工事を実施する。</p>				
対象者	土地所有者、申請者、測量会社の担当者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 登記に関する情報 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input type="checkbox"/>			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課、課税課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(法務局、他市区町村) <input checked="" type="checkbox"/> 民間・私人(測量会社の担当者) <input type="checkbox"/> その他()			
		本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法、戸籍法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁() <input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等	<input type="checkbox"/> 外部委託(クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				

電子計算機結合	<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日
個人情報 の 保存 期間	1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他 ()

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市長

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	苦情・要望に関する事務
届出部課等の名称	土木部 管理課
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において課税課が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の利用をすることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

		区	分	■共通	□個別
実施機関の名称		市長	届出部課等の名称		土木部 管理課
関係課等の名称		道路建設課、下水道課、用地課、農政課			
届出年月日		H13.4.1	開始年月日	H5.4.1	最終変更年月日 H30.12.3
事務の名称		苦情・要望に関する事務			
事務の目的		市民等からの要望・情報により、現地調査し問題解決に向けた地権者の確認及び立会等を行い、改善策等の対応を行うため。			
事務の概要		苦情・要望に関係する土地等について、要望者からの聞き取った内容等を確認するため、法務局で調査するなどして調査対象者の土地情報等を基に対応等を行う。			
対象者		関係権利者			
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 登記情報 <input checked="" type="checkbox"/> 車両登録情報 <input checked="" type="checkbox"/> 軽車両登録情報 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報			
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内部(市民課、課税課) <input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(法務局、陸運局、他市区町村) <input type="checkbox"/> 民間・私人() <input type="checkbox"/> その他() 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：住民基本台帳法、戸籍法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目() <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目() (<input type="checkbox"/> 他の実施機関() <input type="checkbox"/> 他の官公庁()) (<input type="checkbox"/> その他())			
		目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日			
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託(□クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日			
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日			
個人情報保存期間		1年 3年 5年 <input checked="" type="checkbox"/> 10年 永年 常用 その他()			

平成30年12月3日

（届出先）野田市長

届出者 野田市土地開発公社

個人情報取扱事務登録簿変更届出書

事務の名称	用地の取得、売却及び管理に関する事務
届出部課等の名称	野田市土地開発公社
変更年月日	平成30年12月3日
変更の理由	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税・都市計画税賦課事務において市長が保有する土地所有者等関連情報（所有者氏名、住所、本籍、生年月日、死亡年月日及び連絡先）の提供を受けることができるようになったため。
変更内容	収集項目に「土地所有者等関連情報」を追加し、収集先の欄の「本人以外から収集している理由」に「1号（法令等）⇒所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を追加する。
備考	

個人情報取扱事務登録簿

区 分 共通 個別

実施機関の名称		野田市土地開発公社	届出部課等の名称	野田市土地開発公社		
関係課等の名称						
届出年月日		H17.3.18	開始年月日	S48.9.18	最終変更年月日	H30.12.3
事務の名称		用地の取得、売却及び管理に関する事務				
事務の目的		公共用地等の取得、売却、管理を行うため				
事務の概要		公共用地等の取得、売却、管理を行うこと				
対象者		土地・物件所有者				
収集項目	要配慮個人情報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 健康情報 <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 犯罪関係 収集する理由【第7条第2項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
	上記以外の項目	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢・生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 個人識別符号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 家族情報 <input type="checkbox"/> 学業・職業等 <input type="checkbox"/> 収入・支出 <input type="checkbox"/> 資産 <input checked="" type="checkbox"/> 税情報 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者等関連情報 <input type="checkbox"/> _____ <input type="checkbox"/> _____				
収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 実施機関内部 () <input checked="" type="checkbox"/> 他の実施機関(市民課、課税課) <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁(法務局、他市町村) <input type="checkbox"/> 民間・私人 () <input type="checkbox"/> その他 () 本人以外から収集している理由【第7条第3項】 <input checked="" type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称：戸籍法、住民基本台帳、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 <input checked="" type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input checked="" type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(所在不明等) <input type="checkbox"/> 6号(他の実施機関から) <input type="checkbox"/> 7号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 目的外利用有⇒利用する事務の名称： 主な利用項目 () <input type="checkbox"/> 目的外提供有⇒利用する事務の名称： 主な提供項目 () (<input type="checkbox"/> 他の実施機関 () <input type="checkbox"/> 他の官公庁 () <input type="checkbox"/> その他 ()) 目的外利用・提供の理由【第9条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(本人同意) <input type="checkbox"/> 3号(公の情報) <input type="checkbox"/> 4号(緊急かつやむを得ない) <input type="checkbox"/> 5号(公益上特に必要)⇒審査会承認： 年 月 日				
外部委託等		<input type="checkbox"/> 外部委託(<input type="checkbox"/> クラウドコンピューティング) <input type="checkbox"/> 複数の外部委託有 <input type="checkbox"/> 指定管理者による管理⇒審査会承認 年 月 日				
電子計算機結合		<input type="checkbox"/> 有【第12条第1項】 <input type="checkbox"/> 1号(法令等)⇒法令等の名称： <input type="checkbox"/> 2号(公益上特に必要かつセキュリティ措置有)⇒審査会承認 年 月 日				
個人情報の保存期間		1年 3年 5年 10年 <input checked="" type="checkbox"/> 永年 常用 その他 ()				

「開示請求の却下決定」に係る運用の見直しについて

前回の審査会において御審議いただきました「審査請求を却下するときの手續に係る留意事項」については考え方を整理し、次の資料で説明いたしますが、資料の中で、これまでであれば「開示請求の却下決定」と表記していたものについて、「請求拒否決定」又は「個人情報不開示決定」と表記している部分があります。

これは、この度の考え方の整理において、そもそもの開示決定についても検討したところ、野田市情報公開条例に基づく行政文書開示請求又は野田市個人情報保護条例に基づく個人情報本人開示請求が不適法である場合の「請求却下決定」は、情報公開条例第 9 条第 3 項に基づく「行政文書開示請求拒否決定」又は個人情報保護条例第 20 条第 2 項に基づく「個人情報不開示決定」とするべきとの結論に達したためです。

なお、当然のことですが、上記「拒否決定」又は「不開示決定」をする際には、不利益処分の理由を記載して行います。これまでの「却下決定」についても不利益処分の理由を記載して行っており、決定の名称は変わりますが、不利益処分の理由においては、同内容の決定となります。そのため、これまで行った「却下決定」の効果に影響はないものと考えます。

つきましては、今後の運用を改めるとともに、野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の第 9 条の摘要及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の第 20 条の摘要に次のとおり追記します。

◎ 野田市情報公開条例

(開示請求に対する措置)

第 9 条 開示請求に係る行政文書を開示するときは、実施機関は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を通知しなければならない。

2 開示請求に係る行政文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない。

3 前条の規定により請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書が存在しないことその他の理由により請求を拒否するときも、前項と同様とする。

【摘要】(追加分のみ)

第 3 項

・開示請求書に形式上の不備がある場合や、第 3 条の開示請求権がない者からの開示請求である場合、開示請求権の濫用による開示請求(社会通念上妥当と認められないほど膨大な量の文書にわたる請求など、客観的に権利の濫用と認められる開示請求に限られる。)である場合など、開示請求が不適法であることを理由として行政文書を開示しないときも「その他の理由により請求を拒否するとき」に含まれる。

◎ 野田市個人情報保護条例

(本人開示請求に対する決定等)

- 第 20 条 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。
- 2 実施機関は、本人開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき及び本人開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）を行う場合において、当該本人開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者の意見を聴くことができる。

【摘要】（追加分のみ）

第 2 項

・本人開示請求書に形式上の不備がある場合や、権利の濫用による本人開示請求（社会通念上妥当と認められないほど膨大な量の情報にわたる請求など、客観的に権利の濫用と認められる開示請求に限られる。）である場合など、開示請求が不適法であることを理由として個人情報を開示しないときも「本人開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき」に含まれる。

(参考)

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 9 条

(開示請求に対する措置)

第九条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

◎行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準
(平成 13 年総務省訓令第 126 号)

第 1 開示決定等の審査基準

法第 9 条の規定に基づく開示又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)は、以下により行う。

1 (略)

2 開示しない旨の決定(第 2 項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1)～(5) (略)

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。
行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 (略)

◎宇賀克也 新・情報公開法の逐条解説(第 7 版)

本条は、開示請求に対して、行政機関の長がいかなる措置をとるべきかを明確にするものである。

(3) 権利の濫用

外国の情報公開法には、権利濫用といえる請求を認めない旨の明示の規定をおいている例があるし、わが国の情報公開条例にもそのような例があるが、わが国の行政機関情報公開法には、かかる規定はおかれていない。しかし、権利濫用が許容されないことは法の一般原則であり、明文の規定がなくても認められる。行政機関情報公開法に基づく開示請求の場合も、権利濫用であれば拒否処分が可能であり、これも本条第 2 項の「開示をしない旨の決定」に含まれる。この場合も、なぜ権利濫用にあたるのかについての理由を提示しなければならない。このように、請求が不適法であることを理由とする不開示決定、存否応答拒否決定、文書不存在の決定のいずれも処分性を有し、行政手続法に基づく理由提示義務が存在するとともに、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づいて争うことも可能である。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第18条

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

◎行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準(平成17年総務省訓令第1号)

第1 開示決定等の審査基準

法第18条の規定に基づく開示又は不開示の決定(以下「開示決定等」という。)は、以下により行う。

1 (略)

2 開示しない旨の決定(第2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1)～(5) (略)

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 (略)

◎宇賀克也 個人情報保護法の逐条解説(第5版)

(5)「開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定」(2項)

請求が権利濫用に当たる場合に拒否しうる旨の明文の規定は置かれていないが、権利濫用が許されないことは法の一般原則であり、明文の規定がなくても、権利濫用を理由とする拒否処分は可能である。その場合も「開示をしない旨の決定」に含まれるが、なぜ権利濫用にあたるのかについての理由を提示する必要がある。

野田市情報公開条例の解釈と運用の手引の第 16 条の摘要
及び野田市個人情報保護条例の解釈と運用の手引の第 31
条の摘要について

前回の審査会において説明し、御審議いただいた標記の摘要に係る
追記事項を次のとおり修正します。

第 1 項第 1 号

第 1 項第 1 号の「審査請求が不適法であり、却下する場合」とは、
次のような場合がある。

- ① 審査請求自体が法定の期間経過後にされたものである場合
- ② 審査請求をする資格のない者が審査請求をした場合
- ③ 存在しない開示決定等についての審査請求である場合
- ④ 審査請求書の記載の不備等について、補正を命じたにも関わら
ず、審査請求人が補正を行わないため、形式的不備のある審査請
求である場合
- ⑤ 審査請求の目的が消滅した場合

◎ 第 1 項第 1 号の適用に関する留意事項
(情報公開条例の解釈と運用の手引)

開示請求と審査請求は、請求時における要件をそれぞれ個別に判
断すべきものであるから、原処分が開示請求を不適法として拒否す
る決定であった場合であっても、それに対する審査請求がなされた
場合は、審査会に諮問することになる。ただし、その審査請求が形
式的な要件を満たさない場合においては、諮問しない。

なお、過去に野田市では、権利の濫用に当たり不適法であるとし
て開示請求を拒否（当時は請求却下）する決定をし、更にその拒否
の決定に対してなされた審査請求についても「開示請求が権利の濫
用である」として審査会への諮問を経ないで却下し、その後提起さ
れた訴訟において却下処分を取り消すとの裁判所の判断があったこ
とから、十分に留意すること。

(個人情報保護条例の解釈と運用の手引)

開示請求と審査請求は、請求時における要件をそれぞれ個別に判
断すべきものであるから、原処分である本人開示請求を不適法とし
て不開示決定した場合であっても、それに対する審査請求があった
場合は、審査会に諮問することになる。ただし、その審査請求が形
式的な要件を満たさない場合においては、諮問しない。

過去に野田市では、権利の濫用に当たり不適法であるとして情報
公開条例に基づく開示請求を拒否（当時は請求却下）する決定をし、
更にその拒否の決定に対してなされた審査請求についても「開示請
求が権利の濫用である」として審査会への諮問を経ないで却下し、
その後提起された訴訟において却下処分を取り消すとの裁判所の判
断があったことから、十分に留意すること。